

船舶事故調査報告書

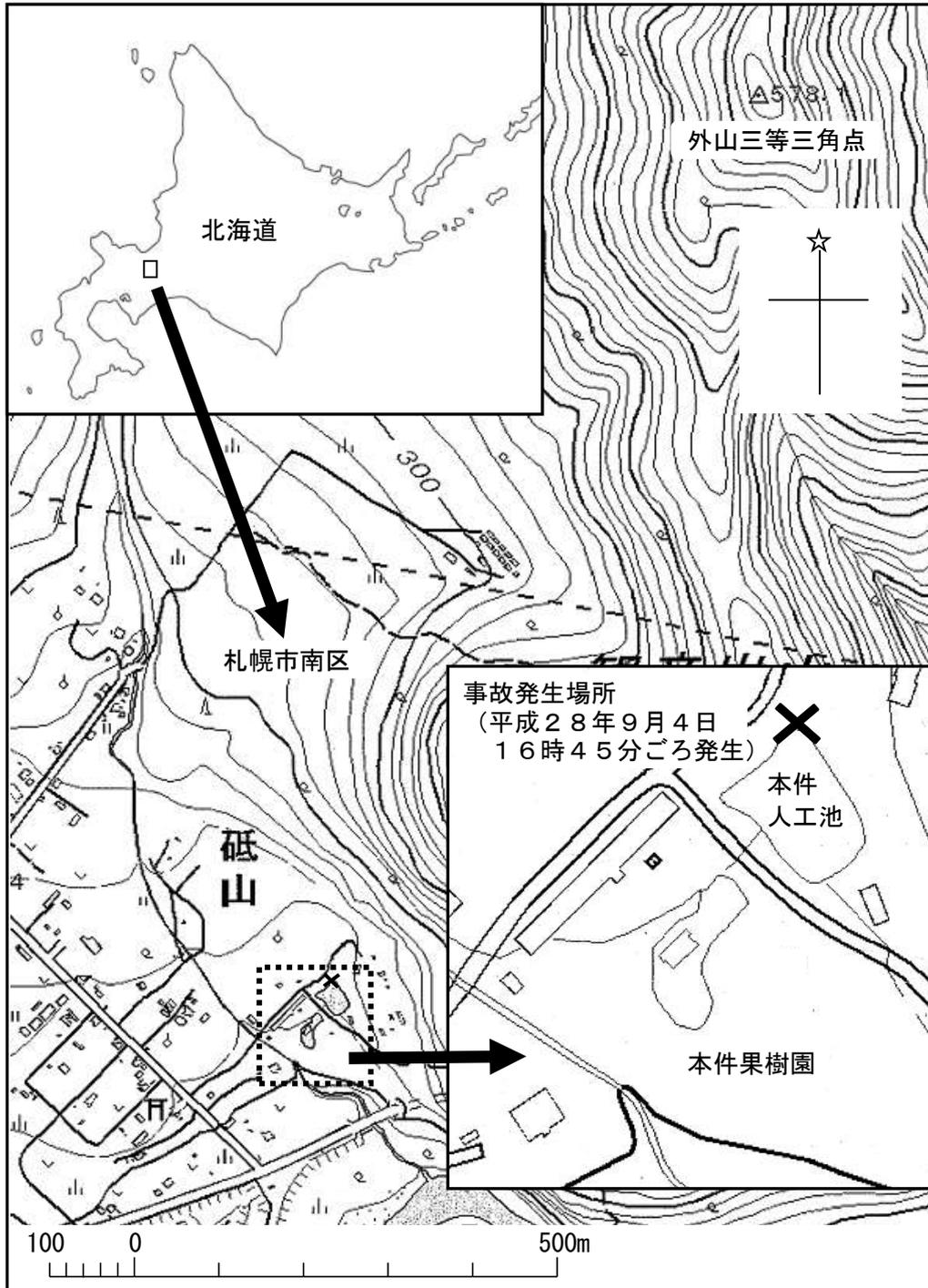
平成29年8月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月4日 16時45分ごろ
発生場所	北海道札幌市南区砧山 ^{とやま} 所在の果樹園 外山 ^{とやま} 三等三角点から真方位206°1,160m付近 （概位 北緯42°57.9′ 東経141°14.2′）
事故の概要	水上オートバイ ^{アールエックス} R X は、果樹園の人工池で遊走中、人工池北端部に乗り揚げた。 RXは、乗り揚げ後に歩行者に接触して歩行者が負傷し、船首部船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ RX、0.1トン 200-36323北海道、個人所有 2.49m (Lr) × 1.12m × 0.39m、FRP ガソリン機関、86.79kW、平成15年8月
乗組員等に関する情報	代表者 男性 46歳 操縦免許 なし 操縦者 男性 15歳 操縦免許 なし 同乗者A 男性 6歳 歩行者 男性 27歳
死傷者等	重傷 1人（歩行者）
損傷	船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 水象：水面 平穏
事故の経過	札幌市南区砧山所在の果樹園（以下「本件果樹園」という。）では、平成28年9月4日に音楽イベントが開催されていた。 本件果樹園の代表者（以下「代表者」という。）は、本件果樹園内北側の人工池（以下「本件人工池」という。）で、来園者のためにアトラクションを催していたが、遊具に不具合があり、順番待ちの列が長くなったので、本船を利用した体験乗船を急遽 ^{きょ} 開催することにし、

	<p>操縦者に操縦を任せた。</p> <p>操縦者は、最初の乗船者である子供（以下「同乗者」という。）2人を前部座席に座らせ、同乗者2人の後方に立った姿勢で発進した。</p> <p>本船は、約4 km/hの速力で本件人工池内を右周りで1周した後、2周目の旋回中、同乗者の1人（以下「同乗者A」という。）がスロットルレバーを掴んで急加速したので、操縦者がそれを制止するために右手をグリップから離れたところ左転し、16時45分ごろ、本件人工池北端部に乗り揚げ、操縦者が後方に落水した。</p> <p>本船は、乗り揚げた勢いで跳ね上がり、約6 m先の芝生で着地した際に同乗者2人が振り落とされ、その後、船首部が約2 m先で散策中の歩行者に接触した。</p> <p>代表者は、急いで事故現場に行き、歩行者及び同乗者2人の様子を確認し、救護要員として待機させていた看護師を呼んだ。</p> <p>本事故の目撃者は、119番に通報した。</p> <p>歩行者は、ドクターヘリで病院に搬送され、胸骨骨折、右肩甲骨骨折等と診断されて約2週間入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本件人工池の状況、写真2 本船の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本件人工池（周囲約110 m）で使用する目的で代表者が購入し、本件果樹園内で保管されていた。</p> <p>本船のスロットルレバーは、ハンドルバーの右グリップに取り付けられていた。</p> <p>操縦者は、代表者がイベントの運営等で忙しそうだったので、自ら申し出て、本船を操縦した。</p> <p>操縦者は、本件人工池での水上オートバイの操縦経験が豊富であった。</p> <p>水上オートバイの操縦は、国土交通省が定めた施設等以外では操縦免許が必要であるが、代表者は、私有地内にある本件人工池で使用するの、水上オートバイの操縦に際し、操縦免許は不要だと思っていた。</p> <p>代表者は、本件果樹園で、水上オートバイの体験乗船を催したことがなかった。</p> <p>代表者は、操縦者及び同乗者2人に対し、救命胴衣の着用を指示していなかった。</p> <p>代表者は、同乗者2人に対し、スロットルレバーに手を触れないなど、安全に関する注意事項を教えていなかった。</p> <p>代表者は、同乗者を前部座席に座らせると、スロットルレバーに触れるおそれがあることを知っていたが、操縦者に対してそのおそれがあることを伝えていなかった。</p> <p>代表者は、低速で遊走するので、操縦者が落水することはないと考</p>

	<p>え、緊急エンジン停止コードを操縦者の体に装着させなかった。</p> <p>歩行者は、本事故当時、下を向いて携帯電話を操作していたので、本船の状況を見ていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件人工池において、同乗者2人を前部座席に座らせて遊走中、同乗者Aがスロットルレバーを掴んだことから、急加速して本件人工池北端部に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>歩行者は、本件人工池北端部付近を散策中、乗り揚げた本船が右上半身に接触し、負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aがスロットルレバーを掴んだ状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>代表者が、同乗者に対し、スロットルレバーに手を触れないなど、安全に関する注意事項を教えていなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p> <p>代表者は、特殊小型船舶操縦士免許を有しない操縦者に、本船の操縦をさせてはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件人工池において、同乗者2人を前部座席に座らせて遊走中、同乗者Aがスロットルレバーを掴んだため、急加速して本件人工池北端部に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可された場所以外では、私有地内であっても、無免許で水上オートバイを操縦しないこと。 ・水上オートバイで遊走する場合は、緊急エンジン停止コードを体に装着すること。 ・水上オートバイに乗船する場合は、救命胴衣を着用すること。 ・操縦の妨げになるおそれがあるため、前部座席に同乗者を乗せないようにすることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院ウェブサイト地理院地図使用

写真1 本件人工池の状況



写真2 本船の状況

